

【別紙】

適正な肥培管理や病虫害防除を行って栽培していたのにもかかわらず、赤かび病が原因で、収量が地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合には、以下により経営所得安定対策等交付金の対象となります。

1 交付金

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

ア 数量払（生産量と品質に応じて交付されます。）

- ・生産物の品質が2等以上であることが条件となります。

赤かび病が発生し、規格外となった生産物に対しては、数量払は支払われません。

イ 面積払（20,000 円/10a、当年産の作付面積に応じて交付）

- ・生産量が基準収量の2分の1に満たなかった場合でも、理由書と証拠書類の提出により、関東農政局長が「自然災害等によるもの」と認めた場合には交付金の対象となります。
- ・赤かび病の発生により収量低下が見込まれる場合は、経営所得安定対策等交付金の交付申請にあたっては、数量払だけでなく、面積払についても申請するよう申請者に周知してください。

(2) 水田活用の直接支払交付金

ア 戦略作物助成（35,000 円/10a）

イ 産地交付金（5,400 円/10a）

- ・生産量が基準収量の2分の1に満たなかった場合でも、理由書と証拠書類の提出により、関東農政局長が「自然災害等によるもの」と認めた場合には交付金の対象となります。

2 交付の条件

- ・適正な肥培管理により栽培が行われていたこと。

証拠書類：栽培日誌、種子・肥料の購入伝票等

- ・赤かび病の防除を行ったこと。

証拠書類：栽培日誌、農薬の購入伝票等

3 赤かび病の発生により収量が低下したことの証明

- ・ほ場での赤かび病の発生状況、倒伏による刈り分け等の状況が分かる写真
- ・乾燥調製施設において、荷受け時に目視により赤かび病の発生程度を確認し、適切に仕分けが行われていたことの証明（JA）
- ・乾燥調製施設で、荷受け時に搬入を拒否されたことの証明（JA）
- ・DON検査により出荷ができなかったことの証明（JA）

なお、1ロット（貯留ビン）のDON検査で基準値を超えた場合、そのロットに含まれる生産物について、当該申請者において理由書と証拠書類が提出され、関東農政局長が「自然災害等」として認めた場合は全てが交付金の対象となります。

- ・農作物共済に加入している場合は、共済金の支払書類等

※地域全体で赤かび病が発生し、地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合は、地域協議会による赤かび病が発生していたことの証明